

Title	戦時米ソ交渉における朝鮮問題：ポツダム会談を中心に
Sub Title	Korea in U.S.-Soviet Negotiations: Potsdam Conference and the Trusteeship Problem
Author	呉, 忠根(Oh, Choong Keun)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.6 (1983. 6) ,p.36- 64
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830628-0036

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦時米ソ交渉における朝鮮問題

——ポツダム会談を中心に——

呉 忠 根

はじめに

- 一、最小目標と最大目標
- 二、議場の沈黙
- 三、中国問題
- 四、政策変更
- 五、パースズ外交
むすび

はじめに

ポツダム会談は、ドイツ敗北後のヨーロッパの戦後処理を協議する目的で開催されることになったが、米国にとつて、これは極東の軍事および政治問題を英ソ首脳とじかに討議する絶好の機会でもあつた。そのため、軍当局と國務省は早くから

その準備にとりかかり、会談前までに、ポツダムで取るべき政策の立案を終えていた。

まず、軍事面では、一九四五年六月一八日の大統領と軍指導者の会議⁽¹⁾で対日戦遂行方針が承認されたが、それを一言でいえば、準備中の九州上陸作戦を一月一日を目途に実施すること、その際、作戦による人命損失を軽減するためにソ連の事前参戦を実現させる、というものであつた。席上トルーマン大統領は、きたる首脳会談では「ソ連から戦争における可能なすべての支援を獲得する」と言明した⁽²⁾。

このような軍事の方針が、政治問題考慮に反映することはもちろんである。極東の戦後処理に関する國務省の政策立案は、ソ連の対日戦参加を前提にして進められた。それを対ソ関係の点からみるなら、まず、日本本土については進攻作戦、占領ともに米軍主導で実施する方針⁽³⁾であつたから、その戦後処理について、米国が対ソ協議のイニシアチブを取る必要はとくになかつた。それはソ連側の問題であつた。

米国にとつて問題の地域は、ソ連の対日参戦にともなう軍事的進出によつて、直接的ないし間接的影響を受けることが必至の、中国とくに満州と、朝鮮であつた。したがつて國務省は、まさに東ヨーロッパで演じられつつあるような、ソ連の勢力拡張行為の極東版の阻止を主な狙いとした、中国および朝鮮に関する政策を勧告した。

しかし、不可解にもトルーマン大統領とバーネズ (James F. Byrnes) 國務長官は、ポツダムでこれらの勧告に従わなかつた。もとより、米国の政策決定者がそのような勧告を容れて対ソ予防処置を講じたとしても、以後の冷戦状況の高まりのなかで、果たして期待通りの政治的成果をあげられたかどうかには疑問が残る。しかしそれでもなお、この選択が結果的に極東の戦後情勢に大きな影響をおよぼしたことは否定できない。米国のポツダム外交がなぜこのようなコースをたどつたかを、直接に語つてくれる資料はない。

ポツダムでは、同じく中国問題の討議も見送られた。しかし朝鮮の場合と異なり、米国の戦後アジア政策のかなめと目さ

れていた中国問題をめぐつては、ポツダム、重慶、ワシントン間に活発な動きがあつた。

本稿ではこの中国問題、具体的には中ソ交渉への米国の対応を手掛かりにして、ポツダムで米国の政策決定者、とくにバーンズ國務長官がいかなる構想のもとに、中国・朝鮮問題、ひいては極東問題全体に外交的に対処したかを考察し、同時に、米国のポツダム外交がこの地域の戦後政治におよぼした影響についてもふれることにする。

一、最小目標と最大目標

米國國務省がポツダム会談に備えて作成した極東の戦後処理計画のうち、朝鮮に関するものは、一九四五年七月四日付の「朝鮮の戦後政府」と題する戦後計画委員会 (Post War Programs Committee = PWC) 報告書である。それによれば、朝鮮は対日戦終結後つぎのような三段階を経て、カイロ宣言で公約された独立を達成するものとされた。

- (1)、連合国占領軍による軍政
- (2)、四大国による暫定国際管理統治
- (3)、自由・独立の達成⁽⁴⁾

そして、もし軍事作戦が実施される場合にはそれを含めて、右の各段階を連合国が共同で実行するという原則に立つていた。⁽⁵⁾

このことは、前年三月から五月にかけて、國務省の部局間極東地域委員会 (Inter-Divisional Area Committee on the Far East = FEAC) が検討、作成した朝鮮の戦後処理に関する基本構想が、その後、ヤルタ会談を経て対日戦勝を目前にした一年後になつても、本質的ななら変化のなかつたことを物語っている。⁽⁶⁾

しかしながら、この基本構想を実施するための具体的行動計画は、その間の極東の政治および軍事情勢の推移を反映して

大きく変化した。

まず、それまで米国は朝鮮の戦後処理における主要パートナーとして、英・中兩國を想定していたが、ソ連の対日参戦が仮定から現実の問題となつてきた⁽⁷⁾。ポツダム会談直前には、一気にソ連が米国のもつとも重要な交渉相手として登場した。そのため、以下にみるように、米国のポツダム会談準備文書の朝鮮関係部分は、対ソ政策が中心となつてゐる。

一九四四年一〇月モスクワの米ソ交渉で、対日戦におけるソ連の役割は「満州の日本軍撃滅」と取決められ、ヤルタでこれが再確認された⁽⁸⁾。他方、米軍の主作戦は日本本土進攻と確定し、朝鮮作戦は行なわれないことが決定したことによつて、当面朝鮮半島は米ソいずれの戦略目標にも含まれないことになつたが、しかし、米軍部内では、必要によつては在朝鮮日本軍の処理をソ連に任せることが考慮されてゐた⁽⁹⁾。

このような軍事情勢の推移にともない、ポツダム会談に臨む米国の朝鮮政策は、前年春以来のそれより著しく消極的かつ守勢的になつてゐる。朝鮮で共同作戦を行なう同盟国軍指揮官(複数)に米軍人の任命を予測したり⁽¹⁰⁾、米国が「占領および軍政において主導的役割を果たすべきである⁽¹¹⁾」と主張してゐたような、従来の積極的姿勢はすっかり影をひそめ、代わつて、ソ連が朝鮮管理の指導的地位を占めることを要求する場合などが想定されるに至つた⁽¹²⁾。加えて、すでに東ヨーロッパ占領地におけるソ連の単独行動をめぐつて、米英とソ連の対立が深刻化し、この問題の解決がポツダム会談の主目的の一つであつたが、このような対ソ不信を反映して、國務省の中国・朝鮮政策には、つぎにみるように、いかにしてソ連がこの地域に「友好的」政権を樹立することを阻止するかに最大の関心が払われていた。

國務省は極東の戦後処理政策として、大小二つの目標を設定した。その第一は、「最小目標」として、スターリンから極東における戦後の領土処理を規定したカイロ宣言を遵守する約束を取りつけるとともに、領土処理の実行と関連するすべての問題は、中国を加えた四大国が事前に協議することを取決めるべきだとした。

第二は「最大目標」として、米英ソに中国をまじえた四大国は、朝鮮を強力な民主的独立国家に育成するために最適と思われるいかなる方策についても、共同で支持することを三国間で取決めるべきだとした。⁽¹³⁾

前者の最小目標が、事前に国際的誓約の網をソ連にかぶせることによつて、単独行動の抑止を狙っていることは一見して明らかである。しかし国務省は、この措置が米国の極東政策を容易にし、カイロ宣言に署名した三国とソ連との協力関係増進には役立つであろうが、ソ連の拡張主義的企図を封ずるにはなお不十分と考へた。国務省文書はつぎのように結論している。

カイロ宣言を忠実に守るといふソ連政府の約束は、極東および太平洋で取られるべき行動方針に関する、ソ連と米政府の細部の取決めによつて補足される必要がある。そのような取決めに、ソ連が満州と、ことによつては全中国、そして朝鮮に「友好的」政府を樹立しようとして行なう可能性のある企てを、防止するために必要と考へられる。

この判断にもとづいて設定されたのが、つづく最大目標であつた。それは朝鮮に対する暫定的国際管理の方針に関するいわば白紙委任状を求めたものであり、当然これには、管理機構の組織や運営規則、統治の形態等に関する具体的腹案が並行して用意されていなければならなかつた。しかし、ポツダム会谈準備文書の最終日付(七月四日)の覚書は、戦後の朝鮮に関する国務省の研究が、具体策を勧告できるまで進展していかないとのべるとともに、国際管理の設置や参加国等について、主要国間で早期に取決めがなされるべきだと提言するにとどまつている。

このような国務省の詰め不足は、すでにふれた六月一八日のホワイト・ハウス戦略会議の結果、米軍の朝鮮上陸作戦が否定され、代わつて、ソ連軍の朝鮮進出の可能性が浮上するなど、それまで国務省が共同行動をとるための前提条件と考へていた協同作戦の想定が根底から揺すぶられ、一層不透明になつてきたことと関係があることは確かであろう。

結果的に、米国は朝鮮の戦後管理について、ヤルタで合意した四大国信託統治という一般の方針以上の具体案を持たない

まま、しかしその一方で、朝鮮におけるソ連の恣意的行動を封じるための措置を取る方針を固めて、ポツダム会談に臨んだのである。

二、議場の沈黙

ポツダムに向かうトルーマン大統領ら米国代表団一行は、七月七日から一五日までの八日間を巡洋艦オーガスタ号で過ごしたが、この艦上生活は、一行のなかでも特に七月三日に就任したばかりのバーンズ國務長官に、貴重な政策研究の時間をあたえた。すでにかねは、國務長官に内定してから就任するまでの待機中から、しばしば國務省の文書または口述ブリーフィングを受けて政策把握につとめており、⁽¹⁶⁾ それに加え、航海中スタッフたちとの精力的な政策検討によつて、戦時外交最大の関門に臨む米国の外交責任者としての準備は十分整うことになった。のちにバーンズ自身も、アントワープ到着時には「われわれの目的をすつかり心に銘記し、それを裏づける背後資料を完全に用意した」⁽¹⁷⁾ と述べている。

その一方で、実務担当者たちの助言も相次いだ。極東問題についてみるなら、モスクワ駐在のハリマン(W. Averell Harriman)大使は、七月七日米国の議題案をソ連に通告したあと、ただちに大統領と國務長官に電報を送つて、ポツダムでの極東問題討議に備えるよう勧告した。ハリマンはおもに中国問題に言及したが、終りの方で、「……朝鮮に対する四カ国信託統治の性格に関する細部の討議に備えて、準備がなされることを提案する」⁽¹⁸⁾ と付言した。この電報は、大西洋を航行中のオーガスタに送られ、バーンズは國務省に対して、ハリマンの勧告した政策研究を行なうよう指示した。⁽¹⁹⁾

さらに、大統領一行のポツダム到着の翌日(七月一六日)、別の経路で現地に着いていたスティムソン(Henry L. Stimson)陸軍長官は、極東の軍事および政治問題に関する、六項目からなる長文の覚書を國務長官経由で大統領に提出した。覚書の一項目は朝鮮問題にあてられ、つぎのように提言している。

朝鮮の信託統治

私は、この問題がヤルタにおいて口頭で討議されたけれども、正式協定の題目でなかつたことを承知しております。

私の知るところでは、朝鮮は朝鮮人が自治を行なう用意ができるまで、国際信託統治を実施すべきだというのが、亡くなった前大統領の見解でありました。

ソ連側は四カ国信託統治に同意しているが、しかし、それ以上の細目についてはなんの取決めもなされていないと聞きます。スターリンは、朝鮮にいかなる外国軍隊も駐留しないことを主張したと承知しております。

私はまた、ソ連がすでに二個師団の朝鮮人を訓練したと聞きますし、それを朝鮮で使用するつもりであると推測します。

もし、朝鮮に信託統治が設置されなければ、あるいは、たとえそれが設置されたとしても、多分に、これら朝鮮人師団はおそらく主権を握つて、独立的政府よりも、ソ連が支配する地方政府の樹立に影響力を發揮するであります。これは極東に移植されたポーランド問題であります。

私の提案は信託統治を推進することであります。私はまた、信託統治期間中、少なくとも名目的な米陸軍または海兵隊兵力が朝鮮に駐留することを提案します。⁽²¹⁾

ところで、ステイムソンが極東の政治問題という、いわば所管外のことについて大統領に建言する必要を覚え、しかも國務省に歩調を合わせた見解を披瀝したのも、実はハリマンの働きかけによるものだつたが、⁽²²⁾ 数日後、國務長官特別補佐官ラッセル (Donald Russell) は、朝鮮に関するステイムソンの「卓越した議論」があると指摘して、改めてバーンズ長官の注意を喚起した。⁽²³⁾

こうしてトルーマンとバーンズは、國務省政策文書の提言の他に、会談の開催前後に有力閣僚と側近からも、朝鮮に対するソ連の政治的企図の抑止策を講ずるよう、再三勧告を受けていたのである。

ポツダム会談は一九四五年七月一七日から八月二日まで一七日間にわたつて開催された。これは戦時三巨頭会談のうち最長のものだつたが、討議を予定していた極東の政治問題は会期中取り上げられなかつた。朝鮮についてはスターリンが一度

ふれただけであり、その経緯はつぎのようである。

七月二日の本会議で議題が信託統治問題に移つた時、モロトフ・ソ連外相が口火を切つて、アフリカのイタリヤ植民地の処理を組上にのせるとともに、他の委任統治領の問題もあると付言した。イーデン(Anthony Eden)英外相が、英国の委任統治領を問題にしているのかと反発したのに対し、スターリンが答えた。

「他の委任統治領もある。この問題は三大国が注意を払うに値する。もう一点、われわれは朝鮮について意見を交わすことができよう。」⁽²⁴⁾

この問題提起に米側は答えなかつた。さらにモロトフが、この場で完全な解決に至ることは望めないから、この問題を外相会議に移管するか、または、翌日の会議に回してもよからうと述べて、明らかに米英側に討議準備の時間的余裕をあたる動きをみせたが、朝鮮問題は以後の本会議でも外相会議でも取り上げられなかつた。この米側沈黙と看過は意外であり、注目せねばならない。

バーンズも認めているように、ポツダム会議はある意味でポーランド問題に支配された。ポーランドをめぐる根本的対立は、ソ連が自己の支援によつて組織された「ルブリン(Lublin)政権」の合法性を固執することから生じていた。バーンズはまた、ソ連によるポーランド西部国境の変更のような既成事実、武力にでも訴えないかぎり復元できないことも悟つたと述べている。⁽²⁵⁾もしバーンズが、このような情勢のなかで一層その重要性を増してきた國務省文書の政策勧告に従つたなら、朝鮮問題はソ連側の発議を待たなくとも、かれの方から積極的に取り上げるべき懸案だつたのである。

一部には、ポツダム会議に託された多数の重要案件の前に、朝鮮問題など影が薄かつたとの見方もある。⁽²⁶⁾たしかに、朝鮮はすでに一世代以上にわたつて主権を持たず、したがつて対外的主張の道を閉ざされた極東の小邦にすぎなかつた。しかし、はじめにも述べたように、米側は朝鮮よりはるかに重視し、しかもその将来を深刻に憂慮していた満州を、ソ連による

「ポーランド」化から守るための対策も同じく見送つたのである。

そこで、つぎに米國政策決定者の中国問題への対応を検討し、それを通じて、側面から朝鮮問題への沈黙に光をあててみたい。

三、中国問題

一九四五年五月初めの対独戦の終結にともない、ソ連の極東戦参加とその代償を規定した、ヤルタ協定の履行が現実の問題として登場した。これを中国關係に言い直せば、ソ連は満州と北支に軍事的に進出する一方、旅順を海軍基地として租借し、大連港で「優越的」権利を獲得し、東支鉄道と南満州鉄道の管理および運営に参加することを意味した。米國としては、これによつて満州が厳しい状況に置かれることが予想されるだけでなく、事態の進展いかんによつては、中国を蔣介石のもとに統一した強國に育成するという、戦後極東政策の基本目標が致命的損傷を受けかねないことを意味した。⁽²⁷⁾米國は五月末に訪ソしたホプキンズ(Harry L. Hopkins)特使を通じて、スターリンから、ソ連が中国に対して領土的要求を持たないこと、特に、満州における中国の完全な主権を認めるとの確約を得てはいた。⁽²⁸⁾しかし、このようなスターリンの約束では米國の対ソ警戒心が払拭されなかつた。それどころか、米國は依然として朝鮮よりも満州の将来を深刻に憂慮し続けており、そのことは、例えば既述の朝鮮に関する國務省政策文書や個人的提言が、ほぼ例外なく、満州に関する提言に付随させる形でなされたことに端的に現われている。とはいえ、米國が事前になしうることは限られており、当面は中ソ交渉の開始を待つて、その経過を見守る他なかつた。

ヤルタ協定の履行を協議するための中ソ交渉は、一九四五年六月三〇日からモスクワで、中国国民政府行政院長宋子文とスターリンの間で始まつた。しかし、まもなく意見が対立して交渉は難航した。

最初の大きな対立点は、外蒙の「現状」承認に関する問題であつたが、これには中国側が大幅に譲歩して、それまで形式的に保持していた外蒙に対する主権の放棄を決意したことによつて解決した。⁽²⁹⁾しかし、ソ連は港湾と鉄道の問題でも要求を拡大してきた。七月七日にスターリンが提示したソ連案では、ソ連海軍基地となる旅順のみならず、国際自由港となるべき大連港とその周辺地域も、軍事のおよび政治的に事実上ソ連が支配することを要求していた。また、東支および南滿州両鉄道は、付帯施設はもちろん、炭鉱、林業等の関連企業を一切含めて四〇年間ソ連が所有し、中国側は経営陣の少数派としてその管理・運営に参加する、⁽³⁰⁾という内容であつた。当然、宋がこれに反発し、交渉は合意に至らぬまま、七月二日、ポツダム会談のために一時中断した。

それまで米國務省は、米國がヤルタ協定の「解釈者」として、中ソ交渉に介入することは避けるべきだという方針を取つていた。⁽³¹⁾しかし、交渉中の宋と緊密に連絡を取つていたモスクワのハリマン大使は、米國介入の必要を認め、七月九日國務長官に対し、中ソ間の不一致点に関する米國としてのヤルタ協定解釈を至急用意すべきこと、⁽³²⁾また、大統領はスターリンとの会談で、中ソの争点となつている問題を討議することを勧告した。⁽³³⁾ハリマンは七月一三日にも、一時重慶に戻る宋子文から、ポツダムで大統領がスターリンに働きかけて中国案を受け入れさせるか、または蔣介石が受理できるような妥協案を示してくれるよう要請されたことを、トルーマンとバーンズに報告した。⁽³⁴⁾こうして、中ソ交渉の行詰まりを深刻に受け止めていたハリマンの働きかけが、七月一六日のステイムソンの覚書に反映したことは、すでに述べた通りである。

ステイムソンは、覚書の「滿州」と題した項で、「……ソ連が大連または滿州の他の商港を経由する貿易を、管理しないし、禁制することを許すような、いかなる譲歩もなされてはならない」(傍点ステイムソン)と力説するとともに、ソ連には旅順以外に滿州のいかなる部分でも、軍事的権利や管理権をあたえるべきではないと述べて結んだ。⁽³⁵⁾かれは、覚書を大統領に渡したあと、二人でこの問題を入念に検討し、ソ連の大連港および鉄道支配によつて、自由港の原則が損われないよう万全を期

すことを、繰返して大統領に注意を促したと日記に書いている。⁽³⁶⁾

七月一七日トルーマンの宿舎で、米ソ首脳の初顔合わせが行なわれた。席上スターリンは、宋子文との交渉が長引き、ポツダム到着が一日遅れたと言訳をする一方、ソ連軍は八月中旬までに対日作戦準備を終えるであろうが、その前に中ソ交渉が完了しなければならぬと述べた。⁽³⁷⁾ ソ連側のこのような婉曲な方法での中国問題提起は、その後もポツダムで繰り返されたが、ディーン (John R. Dean) 將軍の表現を借りるなら、それはソ連の要求を中国が受け入れるよう「米国が(蔣介石を)ついで欲しいという、薄いボールで包んだ誘い」⁽³⁸⁾であつた。さらに、スターリンが中ソ交渉の合意点と対立点を説明して、ソ連の要求の合理性を主張したのに対し、バーンズは、中ソ取決めがヤルタ協定に厳密に合致するなら結構だろうが、もしどこかでそれを超過したら困難が生じるだろうと指摘した。バーンズとトルーマンはまた、米国の主な関心事は自由港であると述べた。⁽³⁹⁾

この日の会談は両国の首長と外相だけが参加した儀礼的なものであり、中国問題について本格的な議論はなされなかつた。ポツダムに来ていた國務省スタッフも、当然中国問題に関する米ソ協議が別に行なわれるものと予想し、また、そうすべきだと考えて準備を進めた。國務省中国課長ビンセント (John Carter Vincent) は七月一九日までに、中ソの不一致点をそれぞれ歴史的に掘り下げて分析した五つの文書を作成し、他方、ハリマン大使も七月一八日に、中ソ交渉の一致点と対立点を総括し、米国の取るべき立場を勧告する覚書を作成した。⁽⁴¹⁾ そのなかで、かれらは異口同音につきのことを訴えた。

つまり、ソ連は中ソ交渉において、ヤルタ協定を逸脱して過大な要求を突きつけている。もし中国がこれに屈して譲歩するなら、ソ連は満州で軍事のおよび経済的に特殊な地位を得ることになり、よつて、中国の主権が侵害されるだけでなく、米国の権益と、ひいては国際平和にとつても有害である。ハリマンはつぎのように警告した。

「大連港をめぐる不一致については、ソ連の軍事管理地域内に真の自由港がありうるなどとは考えられない。そのような管理下で

は、ソ連の軍事安全上の考慮が自由な商業活動を不可能にさせるといふ経験を、われわれは十分に味わっている。⁽⁴²⁾

これらの覚書は続けて、米国は弱者たる中国を支援するために早急にソ連側と協議の機会を作り、米国としてのヤルタ協定解釈を明確に示して堅持すること、そして会談の終盤に、宋をポツダムに招いて中ソ交渉を続行させることを進言した。これらの覚書は、長年バーンズの個人的スタッフをつとめているラッセル特別補佐官のもとにまとめられて、七月二〇日国務長官に提出された。ラッセルもまた、添状で国務長官の行動を促した。

「……もしソ連が中ソ交渉問題を持ち出さなければ、われわれの方からそうすべきであり、わが方の断固たる立場を強調すべきである。われわれはできる限り、ポーランドで起こつたような事態が中国で発生することを回避しなければならぬ。」⁽⁴³⁾

同じ日、蒋介石はトルーマンにメッセージを送り、中国はヤルタ協定の締結に関与しなかつたけれども、その履行のために、なしうる限度以上までソ連に譲歩したと述べたあと、スターリンに中国の立場を納得させ、実行不可能な要求をしないよう、かれを説得して欲しいと訴えた。蔣は「貴下の即時行動と支援を希望し、貴下の返事を待ちつつ。敬具」⁽⁴⁴⁾と述べてメッセージを結んだ。

これに対し、バーンズはつぎのような返書を起草し、大統領の承認を得て、七月二三日重慶に送つた。

「私(トルーマン)は貴下にヤルタ協定の履行を要請したが、その協定を逸脱して譲歩することは求めていない。もし貴下とスターリン大元帥がヤルタ協定の正しい解釈に関する見解が相違しているなら、私は貴下が宋のモスクワ帰任を手配し、完全な合意に達するよう、貴下の努力が続けられることを希望する。」⁽⁴⁵⁾

この問題を詳細に論じたツォウ(Tang Tsou)が述べたように、米国は蔣の懇請を事実上拒否したのである。⁽⁴⁶⁾つまり、米国の政策決定者は、ポツダム会談という米ソが直接話し合える機会を利用して、ソ連側の非理を指摘して説得を試みる代わりに、過大な要求を突きつけられて苦境に立つている中国側に、交渉の続行とそのための手配を求めるといふ理解し難い行動

を取つた。⁽⁴⁷⁾ポツダム会談期間中、ハリマン、ステイムソン、ハーレイ (Patrick J. Hurley)⁽⁴⁸⁾、ドーンン (Eugene H. Dooman) ビンセントらの中国支援を求める声は、まさに大合唱をなし、特にラッセルとステイムソンは、中国と朝鮮に「ポーランド」が再現するという最大の警句を用いて訴えたが、バーンズとトルーマンの反応を呼ぶことはできなかった。

フェイス (Herbert Feis) も指摘したように、⁽⁴⁹⁾結局、中国問題に関するポツダムでの米ソ協議は、七月一七日の意見交換的な話し合いが最初にして最後であつた。この日の会談で、トルーマンが中国問題に関する十分な保障を、スターリンから得たとする見方も一部にあるが、しかし、米政府自身この協議でしかるべき米ソ取決めがなされたとみなしていないことは、一九四九年八月に発表された「米国の対中国関係」(中国白書)が、ポツダム会談関係に一言もふれていないことから明らかである。⁽⁵⁰⁾

はじめにもふれたように、ポツダムでの首脳会談を極東問題討議の好機とみて、関係国に働きかけたのは米国であつた。米国は七月七日、ワイナント (John G. Winant) とハリマン両大使を通じて、英ソにそれぞれ議題等を提示したが、そのなかで、六項目の議題に続き、「極東関係の政策についても協議がなされることを予定している」と申し入れており、⁽⁵¹⁾この点からも、ポツダムでの中国問題看過は不自然である。

この問題に正面から疑問を提起し、かつ解答を試みたのは、おそらくフェイスのみであろう。⁽⁵²⁾ただ、解答についていえば、かれのいささか説得力に欠ける分析よりは、バーンズの説明を聞くことがもつと適切である。

四、政策変更

のちにバーンズは、ポツダムにおける米国側の不可解としかいいようのない対応の意図をつぎのように説明した。

「もし中国がそう(交渉続行)しなければ、スターリンは、ルーズベルトとチャーチルがヤルタで合意し、蔣が追認したものでな

く、……欲しいものはなんでも獲得できることを十分承知して、直ちに参戦することを私はいくぶん恐れた。他方、もしスターリンと蔣が交渉を続けていれば、それがソ連の参戦を遅らせ、日本が降伏するかも知れなかつた。大統領もそれと同意見であつた。」⁽⁵⁴⁾

つまりバーンズは、ソ連の即時参戦を回避し、さらに、できれば日本の降伏まで参戦を遅らせることを意図したのである。これはソ連の対日参戦問題に関する、米国の政策変更を意味するきわめて注目すべき発言であるが、バーンズ自身再三同じ趣旨のことを繰り返しているだけでなく、⁽⁵⁵⁾他の関係者の多くもこれを裏づけている。また、近年米国において、戦時指導者の私文書の公開に触発されて、新たな深まりをみせてきた戦時外交に関する諸研究も、ポツダムにおける米国の対日戦遂行政策の変更を一致して指摘しており、この点に疑問はないといつてよい。⁽⁵⁷⁾

しかしながら、これらの研究は一部の題名が示すように、米国による原爆保有の対ソ政策への投影に関する、いわゆる原爆外交に論点を絞つた傾向がみられ、ソ連に対する参戦要請、方針の変更が具体的に中国や朝鮮問題にどう跳ね返つたかには立ち入っていない。⁽⁵⁸⁾

他方ではその逆に、この時期米国の対中政策を論じた既述のツォウやファイスの研究は、ポツダムにおける米国指導者の無策を指摘しながら、それを対ソ政策変更との関連でとらえることはしなかつた。⁽⁵⁹⁾そこで、つぎに米国の政策変更過程を検討し、中国問題との関係を考察してみたい。

米国の政策決定者は、かれらのポツダム到着と相前後して発生したつぎの三つの要因によつて、極東政策に大きな影響を受けたと考えられる。三つの要因とは、日本の終戦模索⁽⁶⁰⁾、ソ連の対日参戦時期繰り延べ、そして原爆実験成功である。

まず、日本の終戦への動きであるが、米国は日本の暗号解読によつて、ポツダム会談が始まる数日前にこの事実をつかみ、七月一八日のスターリンとの会談でソ連側からも確認することができた。⁽⁶¹⁾この予期しない日本の動搖の表面化は、米国の政策決定者に対し、硫黄島や沖繩で経験したような、日本側の玉碎戦法での抗戦を前提に組み立てた対日戦略と、ひいて

は極東政策を全面的に再考させることになった。バーンズが「太平洋戦争の終結に向かうこれらの出来事によつて、私はポツダムで、われわれの手續に関する順序だつた計算からそれることになつた」と回顧しているように、これが、日本の早期降伏追求という米国の新しい目標設定の第一次的条件を提供したのである。

つぎに、七月一七日の米ソ首脳初会談において、スターリンが条件つきで、八月一五日頃対日戦に参加すると声明したことはすでに述べた。ヤルタ協定は対独戦の終結から二ないし三カ月後に、ソ連が対日参戦することを規定しており、したがつて、ソ連は遅くともドイツ敗北後三カ月目の八月八日までに参戦する義務があり、事実スターリンもそのことを五月末のホプキンスとの会談で確認していた。つまり、ソ連は理論的には、ポツダム会談中を含めいつでも参戦できる立場にいたけれども、スターリンは作戦準備中を理由に遅延戦術を取つた。また、中ソ交渉の進展状況によつて、さらに小刻みに遅延する可能性もでてきた。こうしてできた時間的空白が、いまや米国にとつて資産よりも負債となつてきたソ連参戦が実現する以前に、戦争を終結させることを目指す余地をあたえたのである。

スターリンから参戦繰延を告げられた時点で、米国の政策決定者たちは前日実施された原爆実験成功の報告は受けていたが、それがどの程度の威力を示したかについては、翌一八日まで知らされなかつた。しかし、四月末以来「暫定委員会(Interim Committee)」の有力メンバーとして、原爆問題を熟知していたバーンズは、ここで早くも米英だけでの終戦を構想している。ポツダムにおける国務長官の言動を記録した、公報担当特別補佐官ブラウン(Walter J. Brown)は七月一七日の日記に、バーンズが事実上ソ連の対日宣戦布告にもなる共同声明(ポツダム宣言)からソ連を除外し、米英だけでこれを発表し、日本に二週間の猶予をあたえる考えになつたと書いている。それにバーンズ自身ポツダム会談後まもなく、この点にはほとんど疑問を残さないほど明確に語つた。一九四五年八月二〇日に国務長官と話し合つた共和党のオーステイン(Warren A. Austin)上院議員は、会談メモにつきつぎのように書いている。

「スターリン首相は早ばやとバーンズ長官に（対日戦）参加の意向を示したが、かれは八月一日以前には移動が終らないと述べた。バーンズ長官はこれが本当であることを強く切望した。かれは原爆の進捗と、それが効果を發揮するであろうことを知っていたので、その時までソ連側が移動できないことを望んだのである。」⁽⁶⁵⁾

七月一八日の朝トルーマンとバーンズは、一六日にアラモゴルド実験場で爆発に成功した原爆が、予想以上の破壊力を示したことを示唆する中間報告を受取つた。⁽⁶⁶⁾ 原爆は八月一日以降に実用できる見通しであつたから、これによつて米国の政策決定者は、対日戦勝の手段としてつぎの選択肢を持つことになつた。

- 1、海・空軍による攻撃と封鎖の強化
- 2、対日警告の発出
- 3、無条件降伏要求の緩和
- 4、ソ連の参戦実現
- 5、本土進攻
- 6、原爆の使用⁽⁶⁸⁾

このうち、米国が日本の動搖露呈に勇氣づけられて、新たに入手した超兵器を使い、ソ連参戦以前の戦争終結を指向し始めた時点で、遠く三カ月余り後に実施される予定の選択肢5はもちろん、4も同じく除外された。トルーマン日記は、政策決定者の思考のなかにおけるこの選択肢交替をわざわざ見せてくれる。トルーマンは、スターリンとの初会談があつた七月一七日の日記には、八月一日に「ソ連が参戦すれば」日本は終りだと書いたが、七月一八日には、日本は原爆に見舞われたら「ソ連が参加する前に」銃を置くだろうとの信念を述べている。⁽⁶⁹⁾

これを対ソ関係でいえば、原爆は、それまでスティムソンらによつて考えられたような、直接的取引材料としてではなく、外交的優位を獲得するために動員されたという意味で、間接的手段として使用が決意されたことができる。

米国の原爆保有とポツダム外交の関係は、かつての冷戦の起源をめぐる論争で、主要論争点の一つとしてさまざまに論じられたが、ここではシャーウィン (Martin J. Sherwin) の含蓄のあることばをあげるにとどめたい。

「アラモゴールド実験のポツダム会談出席者への影響を無視する方を選んだ歴史家や、さらに近年になつて、もつともらしい説明で言い抜けようとした歴史家たちは、原爆の影響を誇張した歴史家たちの誤りを正すことに成功していない。当時の情勢下で、米国の政策決定者たちが、歴史的爆発に関するグロープス (Leslie R. Groves) 将軍の報告に影響されないことなど、いつたいありえただろうか。」⁽⁷⁰⁾

こうして決定した新しい政策にもとづき、バーンズが中心になつて、対日警告文 (ポツダム宣言) 原案の発出者名からスターリンを除外し、ステイムソンが強く主張した天皇制存続を示唆する文面も含めなかつた。⁽⁷¹⁾

しかしその反面、参戦の決定権が究極的にソ連政府にあるかぎり、米国側は変更した政策の成功に確信を持つことはできなかった。バーンズ自身、ソ連が自己の理由でいつでも参戦でき、米国にそれを阻止する手段のないことはよく承知していたが、しかしその場合でも、ソ連の軍事的貢献を最小にとどめ、戦後処理におけるソ連の発言力を制限できるものと期待した。⁽⁷²⁾ 七月二四日、トルーマンが原爆の保有をさりげなくスターリンに打ち明けたことも、このような不確実性に備えて、同盟国としての信義をひと通り守る必要があつたからだ、と、バーンズは率直に述べている。⁽⁷³⁾

五、バーンズ外交

バーンズは國務長官に就任して日は浅かつたが、ポツダム会談で米国外交の主役をつとめた。南部小都市の裁判所速記係から身を起こしたかれは、三五年にわたつて下院および上院議員をつとめ、最高裁判所陪席判事を経て、戦争中はルーズベルト大統領の側近として、内政の「大統領補 (assistant President)」⁽⁷⁴⁾ の異名を取るなど輝かしい公職歴をもつていた。かれは外交問題に直接関与したことはなかつたが、ルーズベルト大統領に伴つてヤルタ会談に出席し、トルーマン大統領就任後は

暫定委員会のメンバーとして原爆開発問題にたずさわるなど、活動範囲は広がった。バーンズが正式に國務長官に就任する前から國務省の政策把握につとめ、また、ポツダムへの航海中にも精神的に政策研究を行なつたことはすでに述べたが、ここで浮上するバーンズ像、つまり当時の米国指導者のなかで、外交問題と原爆問題の両方に精通している唯一の人物であつたことは、かれのポツダム外交を見る際重要である。

ところで、國務長官に就任したバーンズは、外交政策の継続性維持に欠かせない、國務省官僚の助言にはほとんど関心を示さなかつた。例えば、それまで戦時国際会議、とくに対ソ交渉では通訳兼顧問として「立会人」をつとめてきたボレン(Charles E. Bollen)や、対ソ外交の現場を一手に引き受けてきたハリマンらは、ポツダムでほとんど諮問されることもなく、むしろ暇をもて余し、代つてローベン(Benjamin V. Cohen)、ダン(James C. Dunn)、マシネーズ(H. Freeman Matthews)ら「かれ自身のひとびと」が重用された⁽⁷⁵⁾。事情は先輩閣僚のステイムソンにとつても同じで、かれは七月一九日の日記に「ぎのように書いています。」

「かれ(バーンズ)はこの会談で、物事をひどく自分の胸に引き寄せて抱え込み、私の助言は……それがあたえられるべき問題についても、非常に限られていたとの印象をかれから受ける⁽⁷⁶⁾。」

バーンズのこのような態度は会談期間中変わらず、かねてこの新しい上司に敬意を欠いていたハリマンはたまりかねて、ポツダムで大統領に対し、極東戦終結後に辞任したいと申し出て了承を得た⁽⁷⁷⁾。戦時外交のいわば決算場において、対ソ外交の単なるパイプ役以上の任務を果たしてきた人物に対する、新國務長官のこのような態度は尋常とは言い難い。ドーマンやビンセントら極東関係スタッフの勧告がなんら取り上げられなかつたことに象徴されるように、バーンズのポツダム外交が、國務省官僚との「断絶」のなかで展開されたことは注目してよいだろう。

駐米イギリス大使ハリファクス(Lord, Earl of Halifax)卿は、バーンズ新國務長官を「生まれつきのポリテイシャン」であ

り、国内政界の「どんな微細な変化にも、並外れて敏感に反応する触角を持ち合わせた人物」と評して、本国に報告したといわれる。⁽⁷⁹⁾ バーンズはまた、長年の議会生活で磨いた調停と取引手腕によつて、他の歴史学者たちからも「抜け目のない取引者」⁽⁸⁰⁾、「ポリティシャン(トルーマン)のポリティシャン」⁽⁸¹⁾などと呼ばれるが、ここで、かれがその手腕の片鱗を見せた事例を一つ取り上げたい。

会談も終りに近づいた七月二九日、スターリンはモロトフを通じて、米英がソ連の対日参戦を公式に要請するよう、米国側に申し入れてきた。この際もモロトフは、中ソ条約の調印が参戦の先行条件であると付け加えることを忘れなかつた。⁽⁸²⁾ これに応じて、バーンズがスタッフとともに苦心の末、直接的表現を避けて婉曲に対日共同行動を促す書簡を書きあげ、のちに大統領がスターリンに手渡した。⁽⁸³⁾ところが、それには、中ソ交渉が妥結しなければ実際に利用できないように条件がつけられていた。すなわち、大統領書簡につけられた添状は、これがスターリンから中ソ条約締結の通知を受けた後に発送予定の書簡と同文のものであり、したがつて、そのような合意に達したことを知らせてくれたら、直ちにスターリンが利用できるように打電するであろうと述べて、発効条件を規定していたのである。⁽⁸⁴⁾

スターリンはこれを受け取つて大いに感謝したといわれるが、八月八日の対日宣戦の際、かれはこの「参戦要請書」を引合にださなかつた。否、できなかつたというべきだろう。当初から、対日参戦問題におけるソ連の態度は、代償の獲得を条件とした請負的色彩の濃いものだつたが、最後まで反対給付の極大化に執着したスターリンが、「生まれつきのポリティシャン」バーンズに逆を取られた形となつた。

ポツダムにおける米国の政策変更が、バーンズ國務長官の主導でなされたとはいへ、トルーマン大統領が支持と承認をあたえた以上、最終的責任がかれに帰することはいうまでもない。⁽⁸⁶⁾特に、バーンズと同様、國務省官僚に不信感を抱いていたトルーマンは、バーンズの國務長官就任を契機に、ルーズベルト時代から變則的に遂行されてきた個人外交を、國務長官のも

とに一本化して本来のルートに戻すことを決意した。⁽⁸⁷⁾ バーンズの就任と同時に、ステティニアス (Edward R. Settinus, Jr.) 前長官が國務省とホワイト・ハウス間の緊密な意志疎通の任務に当たらせていたポーレンは、「連絡官」の職責を解かれている。⁽⁸⁸⁾ この時期はまた、人間関係の面でも両者のいわば密月中で、大統領が國務長官にもつとも依存していた。七月一七日の第一回本会議でトルーマンが、「外相理事会」の設置と理事会への大幅な議案の移牒を提案し、スターリンが「(首脳たちは) なるにもすることがなくなる」⁽⁸⁹⁾と皮肉つたことは、間接ながら右の事情を物語っている。

バーンズとトルーマンの初期の外交的アプローチにおける致命的な欠点は、議会政治家としての経験と世界の見方を、實際的現実に適用しようとした傾向であつたとの指摘がある。⁽⁹⁰⁾ これをトルーマン大統領に関していえば、かれはバーンズとコンビを組んだことにより、世界の政治指導者としてのステーツマンシップという、本来かれに欠けている部分を補うことができず、むしろその欠点を増幅させる形で、例えば極東問題を「一つの計略」⁽⁹¹⁾に委ねる如き政策決定を行なつたのである。イーデン卿は、外相の個性が国家の外交政策におよぼす影響は限られており、戦術を修正することはあつても目的は変らないと述べた。⁽⁹²⁾ しかし、バーンズ國務長官のポツダム外交は、結果的にそうなつたように、目的自体を危険にさらす戦術転換を行なつたという意味で、明らかにイーデンの枠組をはみ出していたといえるであろう。

む す び

「最後の使命」でモスクワへ飛び、ポツダム会談の地ならしに一役買ったポプキンズは、会談の成果が発表された時感想を尋ねられて、答えた。

「わからない。……そこにおいて問題としかにかかわり、すべての背後状況と、語られていることと語られていないことの裏の意味を理解しなくては、本当の問題がなんであるかわからない」⁽⁹³⁾

以上において、その「語られていないこと」の一部分を論じてきた。米国政策決定者の構想では、ソ連の参戦前に対日戦を終結させることに成功すれば、米国は対ソ関係において圧倒的に有利な地位を占めるはずであった。なぜなら、その状況下ではヤルタ協定自体が失効し、ソ連は米国の同意なしには、極東における利権のほとんどを獲得できない立場に置かれるからである。バーンズが、大連と旅順の将来を深く憂慮しながら支援策はなにも取らずに、ソ連参戦以前の終戦で中国が救えると考えたのは、まさにそのことを念頭に置いていたからに他ならないだろう。⁽⁹⁴⁾

この構想のもとでは、中ソ交渉は継続することに意味があり、中国におけるソ連利権の事前承認を意味する条約の締結はむしろ有害でさえあつた。バーンズが、七月二十八日と同三一日のハリマンの再度の勧告を容れて、ソ連の過大な要求に対する米国の反対と、満州における米国利権に関する書面保証とを、スターリンに申し入れることを承認したのは、もはや米ソ首脳の直接の話し合いはありえなくなつた帰途上の八月五日であつた。⁽⁹⁵⁾ 米国の一歴史家の表現に従えば、米国は「中ソ条約の単なる無関心な傍観者のフィクション」⁽⁹⁶⁾を捨てたのである。

すでに述べたように、米国にとつて朝鮮問題は、対ソ政策との関連ではつねに満州問題と同じ範疇の副次的テーマであつた。したがつて、中国問題への上述のような対応を考えれば、ポツダムで米国が、ソ連を対日戦勝国の一員と仮定した上で、朝鮮の戦後管理参加を取決めるための事前協議を行なう余地はほとんどなかつたと見てよいだろう。

もちろん、米国側の討議見送りの理由は他にもいくつか考えられる。その第一は、大植民地国である盟邦英国が、解放された枢軸国植民地の信託統治ないし委任統治構想に批判的であつたこと、⁽⁹⁷⁾ 第二は、朝鮮での共同行動を足場に、ソ連をはじめ他の連合国が日本の占領および管理に実質的に参加することを要求する恐れがあつたこと、第三は、前にふれたように、国務省の政策研究が具体的な信託統治案を勧告するところまで進んでいなかったこと等があげられよう。

しかし、ここで注目すべきことは、中国と朝鮮に関する国務省の文書や、ステイムソン、ハリマン、ピンセントらの勧告

が、例外なく、この地域へのソ連の勢力拡張を阻止し、米国の利益と戦争目的が損われることを防ぐという、米国にとりなにもまさつて緊要な目的を掲げていたことである。これらでさえ、バーンズの外交的賭に束ねて投じられたことからみても、前にあげた要因またはその他が、ポツダムでの朝鮮政策考慮に大きな比重を占めたとは思われぬ。ともかく、こうして朝鮮と満州は、国務省と有力助言者らが主張した対ソ防護策をなの一つほどこされぬまま、緊張の高まる米ソの狭間に身をさらすことになった。

八月六日広島に原爆が投下されるや、ソ連はそれまで言い続けた「前提条件」を放擲して、中ソ条約未締結のまま二日後に参戦した。スターリンが、原爆や中国問題にからむ米国のポツダム外交の意味を理解するには、いまだ少し時間を要したであらう。しかし、八月八日の夕刻、モロトフが米英の大使を招いて対日宣戦を通告した際、「一時は八月中旬までこの措置が取れないと考えたが、いまソ連政府は……約束を厳密に守る」と述べた⁽⁹⁸⁾苦しい弁明のなかに、いまや戦後処理をめぐらライバル関係に転じた、戦時同盟の形骸化した姿を見ることが出来る。太平洋戦争末期から終戦直後にかけて、米ソが極東問題をめぐつて繰り広げた暗黙の、それでいて露骨でもあつた駆引きと対立の実体と、その後の冷戦への影響は、まだ十分に認識されていない。

後年トルーマンは、その内容にはふれていないが、ポツダムでバーンズが国務長官であつたことを後悔している⁽⁹⁹⁾。のちに「シーザー・ブルータス」論争⁽¹⁰⁾にまで発展する両者の亀裂は、一九四五年一二月のモスクワ外相会議におけるバーンズの独走的行動をめぐつて生じた⁽¹⁰⁾。トルーマンは、バーンズがあたかも外交政策の全権を委任された「大統領補」のごとく振るまつたと非難したが、その言い分の当否は別として、この点もまた、モスクワで決定された朝鮮信託統治計画をはじめ、この時期米国の朝鮮問題への対応、ひいては極東政策全体を見る上で、当然考慮されるべき背景であらう。

ポツダム会談は、それから三八年を経て、その歴史的意味の部分的見直しを迫られている。

- (1) この会議は、首脳会議を前に対日戦略を把握したジョンソン大統領の要請で開かれた。U. S. Department of Defense, *The Entry of the Soviet Union into the War Against Japan: Military Plans, 1941-1945*, Washington, 1955, p. 76.
 - (2) U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States (対日関係の年鑑)*: *The Conference of Berlin (The Potsdam Conference)*, 1945, 2 vols., Washington, U.S. Government Printing Office, 1960, Vol. I, p. 909.
 - (3) *Ibid.*, pp. 924-925.
 - (4) *Ibid.*, p. 314.
 - (5) *Ibid.*, pp. 311-315.
 - (6) 前半米の構想については *FRUS: 1944 Vol. V, The Near East, South Asia, and Africa, The Far East*, pp. 1224-1228, 1239-1242. *FRUS: The Conferences at Malta and Yalta, 1945*, pp. 358-361.
 - (7) 五月二十八日スターリンは訪米中のホプキンスに対し、八月八日までに対日参戦準備を完了すると確言した。 *FRUS: Conference of Berlin*, I, p. 42. Robert E. Sherwood, *The White House Papers of Harry L. Hopkins*, 2 vols., London, Eyre and Spottiswoode, 1949, Vol. II, p. 891. 村上光彦訳『米内外のホプキンス』(『赤松書房』一九五七年、四四七頁)。
 - (8) *FRUS: Conferences at Malta and Yalta*, p. 362. 米連の対日参戦に関する米ン交渉および、その後の経過については、拙稿「朝鮮半島をめぐる米ン関係一連の対日参戦を中心に」、『共産主義と国際政治』(季刊)、『日本国際問題研究所』一九八二年七月九日、参照。
 - (9) *FRUS: Conference of Berlin*, I, pp. 903-910.
 - (10) *FRUS: 1944, V, Far East*, p. 1227.
 - (11) *FRUS: Conferences at Malta and Yalta*, pp. 359-360.
 - (12) *FRUS: Conference of Berlin*, I, p. 313.
 - (13) *Ibid.*, pp. 928-929.
 - (14) *Ibid.*, p. 927.
 - (15) *Ibid.*, p. 313.
 - (16) Robert L. Messer, *The End of an Alliance: James F. Byrnes, Roosevelt, Truman, and the Origins of the Cold War*, Chapel Hill, The University of North Carolina Press, 1982, pp. 79, 96.
- 参考：ルンペン大統領就任直後ジョンソンの國務長官任命を内定しようとした Harry S. Truman, *Memoirs by Harry S. Truman*, 2 vols., Vol. I, *Year of Decisions*, New York, Doubleday, 1955, p. 22. 加瀬俊一監修、堀江芳孝訳『トルンペン回顧録』第一巻、恒文社、一九六六年、三二—三三頁。

- (17) James F. Byrnes, *Speaking Frankly*, New York, Harper & Brothers, 1947, p. 67.
- (18) *FRUS: Conference of Berlin, I*, p. 234.
- (19) *Ibid.* 上の指示に於て、國務會は七月三日「中國問題に關する政策文書を國務長官に送つて居る」(FRUS: 1945, Ⅳ, *Far East: China*, pp. 934-942) 朝鮮に關する文書は新たに作成しなかつたとみられる。Document No. 204, note 2. 參照。
- (20) この覚書はごくしかた分割をれて外交文書に収録されて居るが、再構成すれば以下の六項目からなる比較的大なものである。対日職の指導、対日警告、ヤンキ協定、滿州、朝鮮に於ける信託統治、同盟國軍の日本本土占領。FRUS: 1945, Ⅳ, *Far East: China*, pp. 943-944. FRUS: *Conference of Berlin, II*, Document No. 1236, 1212, 732, 1274.
- (21) *FRUS: Conference of Berlin, I*, p. 631.
- (22) Stimson Diary, July 15, 1945.
- 上の覚書の「滿州」の「朝鮮に於ける信託統治」の二項は、内容をなすに於て、トットンの見解をその基として居る。FRUS: 1945, Ⅳ, *Far East: China*, pp. 912-914.
- (23) *FRUS: Conference of Berlin, II*, p. 1228.
- (24) *Ibid.*, p. 264.
- 上の発言者としての二説がある。米国外交文書に於て、トットン (Benjamin V. Cohen)・ノートにはスタターリン・トットン (Llewellyn E. Thompson, Jr.) 應記録はモロトフとなつて居る。出席者の回想に於て、トットンはスタターリン・トットンはモロトフだとつて居る。本稿では記述的にその詳細なトットン・ノートを用いた。なぜトットンの資料ではこの部分が収録されて居る。
- Ibid.*, p. 253. Stimson Diary, July 23, 1945. Труман, *Year of Decisions*, pp. 273-274.
- Министерство иностранных дел СССР, «Берлинская (Потсдамская) конференция руководителей трех союзных держав—СССР, США и Великобритании», Москва, 1980, стр. 140.
- 他方、スタターリン・モロトフがそれぞれ別の場を言及したとする見方があるが、これは誤りである。Charles M. Dohbbs, *The Unwanted Symbol: American Foreign Policy, The Cold War, and Korea, 1945-1950*, Kent, The Kent University Press, 1981, p. 25.
- (25) James F. Byrnes, *All in One Lifetime*, New York, Harper & Brothers, 1958, pp. 299-300.
- (26) Soon Sung Cho, *Korea in World Politics, 1940-1950*, Berkeley and Los Angeles, University of California Press, 1967, p. 43.
- (27) 米國の中國政策に關しては、参照。U. S. Department of State, *United States Relations with China, With Special Reference to the Period 1944-1949*, Washington, U. S. Government Printing Office, 1949, pp. 71, 95. Tang Tsou, *America's Failure in China, 1941-50*, Chicago, Chicago University Press, 1963, pp. 33-48. 大田正徳『トットンの失敗』毎日新聞社、一九六七年、四一—五二頁。

- (32) *FRUS: Conference of Berlin*, I, pp. 42-43. Department of State, *United States Relations with China*, pp. 115-116. Sherwood, White House Papers, p. 892. 『レークハナムドノギンキⅡ』四四七—四四八ページ。
- (32) *FRUS: 1945*, Ⅳ, *Far East: China*, pp. 926-927, 948-949.
- (33) *Ibid.*, pp. 920-924.
- (33) *Ibid.*, pp. 914-915. Byrnes to Harriman, July 4, 1945.
- (33) *FRUS: Conference of Berlin*, I, p.234.
- (33) Herbert Feis, *The China Tangle: The American Effort in China from Pearl Harbor to the Marshall Mission*, Princeton, Princeton University Press, 1953, p. 319.
- Herbert Feis, *The Atomic Bomb and the End of World War II*, Princeton, Princeton University Press, 1966, p. 73. 佐藤栄一・山本武彦他訳『原爆と第二次世界大戦の終結』南窓社 一九七四年 八六ページ。
- (33) *FRUS: 1945*, Ⅳ, *Far East: China*, pp. 983-984.
- (33) *FRUS: Conference of Berlin*, II, pp.1223-1224. *FRUS: 1945*, Ⅳ, *Far East: China*, pp. 943-944.
- (33) *Shinson Diary*, July 15, 1945. 七月十六日の覚書がこの日と言及されているが、日記のこの部分で「私は七月二十五日まで約一〇日間ペーペーとバベルン(Babelsberg)に滞在した」が、その後日記を記している。
- (33) *FRUS: Conference of Berlin*, II, p. 1585.
- (33) John R. Deane, *The Strange Alliance: The Story of Our Effort at Wartime Cooperation with Russia*, Bloomington, Indiana University Press, 1973, p.271. ネーデル軍は在米国軍事使節団蔵。
- (33) *FRUS: Conference of Berlin*, II, pp. 1585-1587.
- (40) 藤田トーマンは在米ソ連軍人の宿舎を訪問している。 *Ibid.*, pp. 86-87, 1587-1588.
- (41) *Ibid.*, pp. 1227-1241.
- (42) *Ibid.*, p. 1240.
- (43) *Ibid.*, p. 1227.
- (44) *Ibid.*, pp. 1225-1227.
- (45) *Ibid.*, p. 1241. Byrnes, *All in One Lifetime*, p. 291.
- (46) Tsou, *America's Failure in China*, p. 279. 『アメリカの失敗』二二九ページ。
- (47) ネーレンは七月二十八日でも未だ対ソ、早急なソ連側と交渉再会を打合せよう打電している。 *FRUS: Conference of Berlin*, II, p. 1245.

- (34) Hurley to Byrnes, 29 July 1945. *Ibid.*, pp. 1245-1246.
- (34) Feis, *The Atomic Bomb and the End of World War II*, p. 74. 『原爆と第二次世界大戦の終結』八七〇頁。
- (35) Messer, *The End of an Alliance*, pp. 100-102. Feis, *The China Tangle*, pp. 328-329. Department of State, *United States Relations with China*, pp. K (Letter of Transmittal), 116-118.
- (15) 米国の資料からは、ソ連に提示した議題案を確認することができなかつた。しかし、ソ連の資料によれば、英国に送付したものと異なつた同一文書がソ連側でも提示されてゐた。《Депутатская (Торжественная) конференция》стр. 303. *FRUS: Conference of Berlin*, I, pp. 226-227.
- (32) Feis, *The Atomic Bomb and the End of World War II*, p. 74. 『原爆と第二次世界大戦の終結』八七〇頁。
- (33) Herbert Feis, *Between War and Peace: The Potsdam Conference*, Princeton, Princeton University Press, 1960, pp. 320-321.
- フョイスは米ソが極東問題討議を見送いた理由としてつぎの諸点をあげてゐる。①「他の処理条件が多過ぎた。」②「対日戦の長期化が予想され、その間に他の討議の機会が与へられた。」③「米国は原爆と日本本土上陸により、ソ連は滿州、朝鮮、中国に進出することにより、それぞれ相手に對して有利な地位を占めることをもへた。」
- しかし、これらをその理由とみることは困難である。①については、ポツダム会談の後半に英米代表団の交代と、スターリンの病氣とにより、四日間も休会した点。②と③については、ソ連の参戦が八月中旬、米軍の日本本土進攻は十一月一日と予定されていたから、討議延期はソ連の選択とはなりえず、米国の政策にはなり難い。④同じ理由により、米ソを同列に並べた問題提起そのものにも無理が見える。なお③の「原爆を外交の道具として利用したことは、フョイス自身その可能性を否定してゐる。」Feis, *The Atomic Bomb and the End of World War II*, p. 74. 『原爆と第二次世界大戦の終結』八七一八ページ。
- (45) Byrnes, *All in One Lifetime*, p. 291.
- (45) *Ibid.*, pp. 297, 300. "Was A-Bomb on Japan a Mistake?" *U. S. News & World Report*, August 15, 1960.
- (35) Walter Mills, ed., *The Forrestal Diaries*, New York, The Viking Press, 1951, p. 78. W. Averell Harriman and Elie Able, *Special Envoy to Churchill and Stalin, 1941-1946*, New York, Random House, 1975, p. 492. Winston S. Churchill, *The Second World War*, 6 vols., London, Cassell, 1948-1954, Vol. VI, *Triumph and Tragedy*, p. 553. Stimson Diary, July 23, 1945.
- (15) Martin J. Sherwin, *A World Destroyed: The Atomic Bomb and the Grand Alliance*, New York, Alfred A. Knopf, 1975, pp. 224-227. 加藤幹雄訳『破壊への道程—原爆と第二次世界大戦』上田のぶみ訳「一九七八年」三四〇—三四四頁。Barton J. Bernstein, "Roosevelt, Truman, and the Atomic Bomb, 1941-1945: A Reinterpretation," *Political Science Quarterly*, Spring 1975. Michael Schaller, *The U. S. Crusade in China, 1938-1945*, New York, Columbia University Press, 1979, pp. 256-258. Messer, *The End of an Alliance*, pp. 103-107. Robert J. Donovan, *Conflict and Crisis: The Presidency of Harry S. Truman*, New York, W. W. Norton,

1977, pp. 93—94.

- (88) 例へば Messer, *The End of an Alliance*, pp. 104, 114. Bernstein, "Roosevelt, Truman, and the Atomic Bomb", p. 49.
- (89) Tsou, *America's Failure in China*, pp. 278-282. 『アメリカの失敗』 二二九—二三二ページ。Feis, *The Atomic Bomb and The End of World War II*, p. 74. 『原爆と第二次世界大戦の終結』 八七—八八ページ。
- (90) 近衛特使派遣に関する打診の件。外務省編『終戦記録』 北洋社 一九七七年 一六五—一八七ページ参照。
- (91) Byrnes, *All in One Lifetime*, p. 292. Edward Van Der Rhoer, *Deadly Magic: An Account of Communications Intelligence in World War II in the Pacific*, London, Robert Hale, 1978, p. 183.
- FRUS: *Conference of Berlin*, I, pp.1587-1588.
- (92) Byrnes, *All in One Lifetime*, p. 292. 本著「ソ連との交渉」は、日本の近衛特使派遣打診を条件降伏模索と云ふ意味で記述され、日本の動搖が表面化した点を見逃して居る。キロフ、ウジロウがこれらの論争全体に影を落して居る。Bernstein, "Roosevelt, Truman, and the Atomic Bomb", pp. 57-58参照。
- (93) Henry L. Stimson and McGeorge Bundy, *On Active Service in Peace and War*, New York, Harper & Brothers, 1947, p. 616. 入人の委員のうち、大統領の代表として加わっていたスタンソンは、最も影響力のあるメンバーだったと云われる。George Curry, "James F. Byrnes", Robert H. Ferrell, ed., *The American Secretaries of State and Their Diplomacy*, Vol. XV, New York, Cooper Square Publishers, 1965, p. 104.
- (94) Messer, *The End of an Alliance*, p. 105. Schaller, *The U. S. Crusade in China*, p. 256.
- (95) Thomas G. Paterson, "Potsdam, the Atomic Bomb, and the Cold War: A Discussion with James F. Byrnes," *Pacific Historical Review*, May 1972.
- これは一九五五年後、スタンソンは、度々の点検をうけて明言して居る。U. S. *News & World Report*, August 15, 1960, p. 66.
- (96) Stimson Diary, July 18, 1945. Feis, *Between War and Peace*, p. 164. Feis, *The Atomic Bomb and the End of World War II*, pp. 75, 77. 『原爆と第二次世界大戦の終結』 八八—九一ページ。
- (97) *Ibid.*, p. 38. 前掲書 四九ページ。FRUS: *Conference of Berlin*, II, Document No. 1309.
- (98) 研究者によつては、日本の和平派への接近を選択肢に出来ない場合がある。Bernstein, "Roosevelt, Truman, and the Atomic Bomb," p. 50. こゝし、勝利を目前にした最終段階で、米国のこのような「条件降伏」的アプローチをすすむ可能性は、内政的理由から、またソ連より単独和平の非難を受ける恐れがあつた点から、ほととどなかつたと云ふべきである。
- (99) Diary, July 17, 1945, Robert H. Ferrell, ed., *Off the Record: The Private Papers of Harry S. Truman*, New York, Harper &

Row, 1980, pp. 53-54.

- (12) Sherwin, *A World Destroyed*, p. 225. 『被爆くさ道程』三四〇—三四一ページ。
- (13) *FRUS: Conference of Berlin, I*, p. 1275 (note 3). Stimson Diary, July 24, 1945.
- (14) Charles L. Mee, Jr., *Meeting at Potsdam*, New York, M. Evans, 1975, p. 278 (note of Chapter 5). Messer, *The End of an Alliance*, p. 105. Byrnes, *All in One Lifetime*, p. 297.
- (15) *Ibid.*, p. 300. 本邦「フーレンス」の本書の出版と同じ年の一九五八年二月に行なわれたフーレンスとのインタビューでは、いくぶん違った説明をしている。Reis, *The Atomic Bomb and the End of World War II*, p. 101. 『原爆と第二次世界大戦の終結』二二〇ページ。
- (16) Byrnes, *All in One Lifetime*, pp. 155, 213.
- (17) Harriman, *Special Envoy*, p. 488. Charles E. Bohlen, *Witness to History, 1929-1969*, New York, W. W. Norton, 1973, pp. 227-228, 230.
- (18) Stimson Diary, July 19, 1945. 後年「フーレンス」同じ内容が語られている。Harriman, *Special Envoy*, p. 488.
- (19) *Ibid.*, pp. 488, 504. ヤンスタットマンのフーレンスでの「ジョージ」p. 395. 参照。
- (20) キンメンゴの「ソ連大使の特殊な役割」については、Edward R. Stettinius, Jr., *Roosevelt and the Russians: The Yalta Conference*, New York, Doubleday, 1949, p. 95. 中野五郎訳『ヤルタ会談の秘密』大興出版社、一九五三年、八五—八六ページ。拙稿「朝鮮半島をめぐって」三三三—三三六ページ。
- (21) Messer, *The End of an Alliance*, pp. 6-7。
- (22) *Ibid.*, pp. 6, 97.
- (23) Curry, "James F. Byrnes," p. 87.
- (24) Truman, *Year of Decisions*, pp. 401-404. 『トーマン回顧録 I』二八四—二八五ページ。Byrnes, *Speaking Frankly*, pp. 207-209. Byrnes, *All in One Lifetime*, pp. 297-298.
- (25) *FRUS: Conference of Berlin, I*, pp. 1333-1334.
- (26) フーレンスは覚書(添状)の作成ではあられてはならぬ。しかし、書簡だけでは「ソ連の即時参戦を要請することになるから、これまでのかれの構想に比べ、書簡と覚書は一組として起草された」とみるのが当然である。
- (27) なお「これを「遅延装置 (delaying device)」と呼んだ」カリーの場合を除き、「この点に関する指摘はほとんど見られぬ」。Curry, "James F. Byrnes," p. 121.
- (28) Byrnes, *Speaking Frankly*, p. 209.

- (96) 米ソ交渉の責任感からいふと、生駒トーマンは米ソ政策の變更を否認した。Feis, *The Atomic Bomb and the End of World War II*, p. 101. 『原爆と第二次世界大戦の終結』 一〇〇ページ。
- (97) Truman Diary, July 7, 1945, Ferrell, *Off the Record*, p. 49. Curry, "James F. Byrnes," p. 133.
- (98) Stettinius, *Roosevelt and the Russians*, pp. 11-12. 『ヤルタ会議の秘密』 一八ページ。Bohlen, *Witness to History*, pp. 224-225.
- (99) *FRUS: Conference of Berlin, I*, p. 58.
- (100) Messer, *The End of an Alliance*, p. 91.
- (101) Bert Cochran, *Harry Truman and the Crisis Presidency*, New York, Funk & Wagnalls, 1973, p. 169.
- (102) The Earl of Avon, *The Eden Memoirs: The Reckoning*, London, Cassell, 1965, p. 548.
- (103) Sherwood, *The White House Papers*, p. 915. 『ハーバート・トルソキンズ』 四七二ページ。だが、トルソキンズは米ソ交渉を行ななかつた。
- (104) Mills, *The Forrestal Diaries*, p. 78. Diary, July 28, 1945. Messer, *The End of an Alliance*, pp. 104-105, 114.
- (105) *FRUS: 1945, III, Far East: China*, pp. 950-956. Harriman, *Special Envoy*, p. 494. Byrnes, *All in One Lifetime*, p. 304.
- (106) Schaller, *The U. S. Crusade in China*, p. 258.
- (107) Eden, *The Reckoning*, p. 514. Stettinius, *Roosevelt and the Russians*, pp. 236-238. 『ヤルタ会議の秘密』 一八九—一九一ページ。
- (108) Truman, *Year of Decisions*, p. 425. 『トーマン回顧録』 三〇六ページ。Feis, *The Atomic Bomb and the End of World War II*, p. 127. 『原爆と第二次世界大戦の終結』 一四八ページ。
- (109) Truman to Dean Acheson (unsent), March 15, 1957. Ferrell, *Off the Record*, pp. 348-349.
- (110) Curry, "James F. Byrnes," p. 302. Messer, *The End of an Alliance*, p. 223.
- (111) トーマンはトーマンズの帰国を待たずに、かれの独走を止めようとする手紙を読んでも聞かせたが、トーマンはこれを強く否定した。Truman, *Year of Decisions*, pp. 551-552. Byrnes, *All in One Lifetime*, pp. 346-347, 402. これによって、モントゴメリ外相会議中、トーマンが大統領に適切な報告をせず、独自の行動をしたトーマンが、随行したトーマンが証言した。Bohlen, *Witness to History*, p. 250.